



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

*76 農薬取締法施行細則の一部を改正する規則

（果樹園芸課）..... 1

規 則

和歌山県規則第76号

農薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農薬取締法施行細則の一部を改正する規則

農薬取締法施行細則（昭和49年和歌山県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（販売者の届出） 第1条 知事は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第17条第1項の規定による届出を受理したときは、その届出書の副本に受理した年月日及び届出済の証印を押してこれを当該届出人に交付するものとする。</p> <p>（水質汚濁性農薬の使用を規制する地域） 第2条 法第26条第2項の規定により、別表に掲げる地域において水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならないものとする。この場合国の機関が行う当該農薬の使用については、国の機関は、あらかじめ、知事に協議しなければならないものとする。</p> <p>（水質汚濁性農薬の使用許可の権限の委任） 第3条 法第26条第2項の規定に基づく水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用許可についての知事の権限は、和歌山県農作物病害虫防除所長（以下「病害虫防除所長」という。）に委任する。</p>	<p>（販売者の届出） 第1条 知事は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第8条第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、その届出書の副本に受理した年月日及び届出済の証印を押してこれを当該届出人に交付するものとする。</p> <p>（水質汚濁性農薬の使用を規制する地域） 第2条 法第12条の2第2項の規定により、別表に掲げる地域において水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用しようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならないものとする。この場合国の機関が行う当該農薬の使用については、国の機関は、あらかじめ、知事に協議しなければならないものとする。</p> <p>（水質汚濁性農薬の使用許可の権限の委任） 第3条 法第12条の2第2項の規定に基づく水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用許可についての知事の権限は、和歌山県農作物病害虫防除所長（以下「病害虫防除所長」という。）に委任する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。